

岩手県告示第 429 号

浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所（平成 9 年岩手県告示第 389 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
閲覧に供する登録簿		閲覧に供する登録簿	
閲覧所の場所		閲覧所の場所	
[略]		[略]	
県 内 に 本 店 を 有 す る 業 者 の 登 録 簿	[略]	県	[略]
	<u>花巻地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿	内	<u>県南広域振興局花巻総合支局</u> の所管区域内に本店を有する 業者の登録簿
	<u>花巻市花城町 1 番 41 号</u> <u>花巻</u> <u>地方振興局土木部内</u>	内	<u>花巻市花城町 1 番 41 号</u> <u>県南</u> <u>広域振興局花巻総合支局土木</u> <u>部内</u>
	<u>北上地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿	店	<u>県南広域振興局北上総合支局</u> の所管区域内に本店を有する 業者の登録簿
	<u>北上市芳町 2 番 8 号</u> <u>北上地</u> <u>方振興局土木部内</u>	を	<u>北上市芳町 2 番 8 号</u> <u>県南広</u> <u>域振興局北上総合支局土木部</u> <u>内</u>
	<u>水沢地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿	す	<u>県南広域振興局の所管区域（</u> <u>県南広域振興局総合支局の所</u> <u>管区域を除く。）内に本店を</u> <u>有する業者の登録簿</u>
	<u>奥州市水沢区大手町一丁目 2</u> <u>番地</u> <u>水沢地方振興局土木部</u> <u>内</u>	る	<u>奥州市水沢区大手町一丁目 2</u> <u>番地</u> <u>県南広域振興局土木部</u> <u>内</u>
	<u>一関地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿	の	<u>県南広域振興局一関総合支局</u> の所管区域内に本店を有する 業者の登録簿
	<u>一関市竹山町 7 番 5 号</u> <u>一関</u> <u>地方振興局土木部内</u>	登	<u>一関市竹山町 7 番 5 号</u> <u>県南</u> <u>広域振興局一関総合支局土木</u> <u>部内</u>
<u>千厩地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿	録	<u>千厩地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿	
<u>千厩市千厩町千厩字北方 85 番</u> <u>地 2</u> <u>千厩地方振興局土木部</u> <u>内</u>	簿	<u>千厩市千厩町千厩字北方 85 番</u> <u>地 2</u> <u>千厩地方振興局土木部</u> <u>内</u>	
大船渡地方振興局の所管区域 内に本店を有する業者の登録 簿		大船渡地方振興局の所管区域 内に本店を有する業者の登録 簿	
<u>遠野地方振興局の所管区域内</u> に本店を有する業者の登録簿		<u>遠野市六日町 1 番 22 号</u> <u>遠野</u> <u>地方振興局土木部内</u>	
<u>遠野市六日町 1 番 22 号</u> <u>遠野</u> <u>地方振興局土木部内</u>			
釜石地方振興局の所管区域内 に本店を有する業者の登録簿		釜石地方振興局の所管区域内 に本店を有する業者の登録簿	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。